

職業安定分科会(第 200 回)	資料1-2
令和5年 12 月 13 日	

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令 案概要

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

厚生労働省職業安定局雇用保険課

1. 改正の趣旨

（1）高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金をいう。以下同じ。）に関する改正について

○ 雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）第61条の規定により、高年齢雇用継続基本給付金として、基本手当を受給せずに雇用を継続する60歳以上65歳未満の被保険者であって、被保険者であった期間が5年以上ある者について、60歳以後の各月に支払われる賃金額（以下「賃金の額」という。）が、

- ・ 被保険者が60歳に達した日を離職日とみなして算定した賃金日額に30を乗じて得た額（以下「みなし賃金月額」という。）の61%相当額未満の場合には15%、
- ・ みなし賃金月額の61%から75%相当額の場合には、みなし賃金月額に対する割合が逡増する程度に応じ、15%から一定の割合で逡減するように厚生労働省令で定められた給付率、

を賃金の額に乗じた額を支給することとされており、当該給付率を雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。以下「規則」という。）で規定している。

○ また、法第61条の2の規定により、高年齢再就職給付金（※）についても、高年齢雇用継続基本給付金の支給額の算出方法を準用して得た額を支給することとされている。

※ 基本手当を受給した後60歳以後に再就職した60歳以上65歳未満の被保険者であって、被保険者であった期間が5年以上ある等の要件を満たす者に対する給付。

○ 雇用保険法等の一部を改正する法律（令和2年法律第14号）の一部の施行に伴い、令和7年4月1日より、賃金の額がみなし賃金月額の64%相当額未満の場合、高年齢雇用継続給付の給付率が10%となることに伴い、賃金の額がみなし賃金月額の64%から75%相当額未満となった場合について、みなし賃金月額に対する賃金の額の割合が逡増する程度に応じ、10%から一定の割合で逡減するように給付率を定める必要があるため、規則を改正する。

（2）教育訓練給付関係の様式の改正について

○ 教育訓練給付及び教育訓練支援給付金に係る申請について、疾病又は負傷その他やむを得ない理由があると認められる場合以外にも郵送及び代理人による申請を可能とするため、各種様式を改正する。

※1）上記と併せてインターネットを利用した方法による申請についても、疾病又は負傷その他やむを得ない理由があると認められる場合以外にも可能とする。（業務取扱要領及びe-Gov電子申請）

※2）新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（令和5年6月16日閣議決定）において、「教育訓練給付の受給に係る手続について、オンラインを活用して受給までの効率化を図る」とこととされている。

2. 改正の概要

(1) 高年齢雇用継続給付に関する改正

○ 遡減給付率について、下線部のとおり改正する。

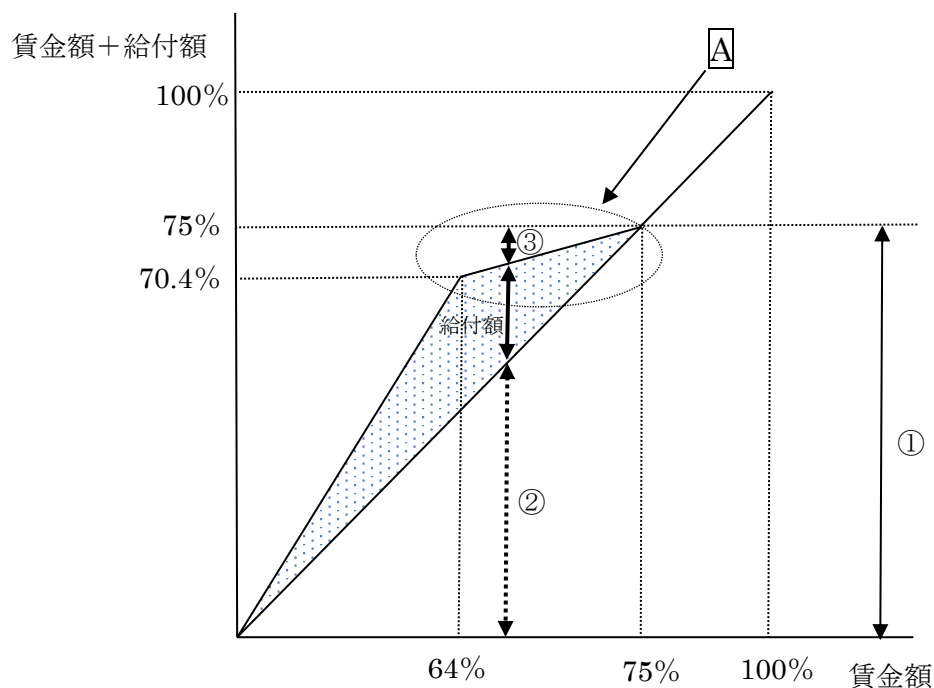
$$\text{遡減給付率} = \frac{\text{①} - (\text{②} + \text{③})}{\text{②}} \quad (\text{規則第 101 条の 4 第 1 項})$$

① みなし賃金月額 × 75/100 (同項第 1 号)

② 賃金の額 (同項第 2 号)

③ みなし賃金月額 × 46/1000 × $\frac{\text{①} - \text{②}}{\text{みなし賃金月額} \times \underline{11/100}}$

(同項第 3 号)

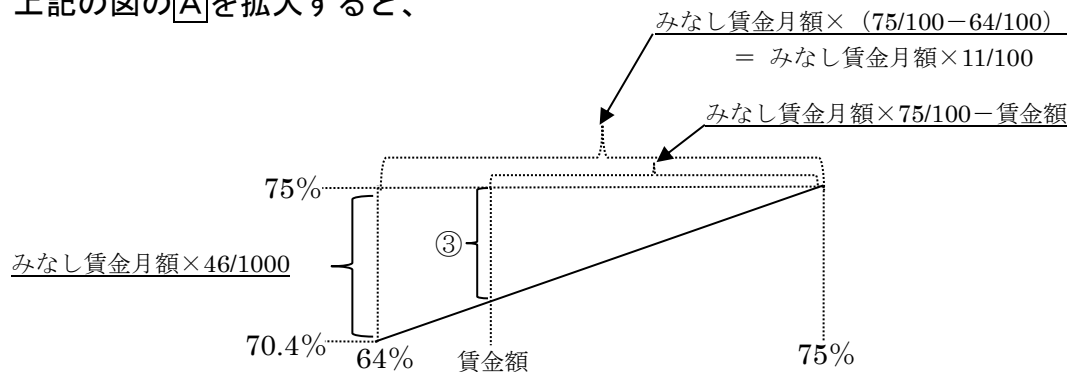


(注) 縦軸及び横軸のパーセンテージは、みなし賃金月額に対する割合である。

遡減給付率が適用される範囲における給付額は、 $\{\text{①} - (\text{②} + \text{③})\}$ となり、賃金に対する割合、つまり給付率は、 $\{\text{①} - (\text{②} + \text{③})\} / \text{②}$ となる。

※ ③の考え方

上記の図のAを拡大すると、



このため、③を算出するため下記の計算を行うものである。

$$\text{みなし賃金月額} \times 46/1000 \times \frac{\text{みなし賃金月額} \times 75/100 - \text{賃金額}}{\text{みなし賃金月額} \times 11/100}$$

- その他、関連様式について所要の改正を行うとともに、それに伴う所要の経過措置を設ける。

(2) 教育訓練給付関係の様式の改正

- 以下の様式のうち、申請書の提出は、疾病又は負傷その他やむを得ない理由があると認められない限り、代理人又は郵送によって行うことができない旨の記述を削る。
 - ・教育訓練給付金支給申請書（様式第33号の2）
 - ・教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票（様式第33号の2の2）
 - ・教育訓練給付金（第101条の2の7第2号関係）支給申請書（様式第33号の2の4）
 - ・教育訓練給付金（第101条の2の7第3号関係）支給申請書（様式第33号の2の5）
- その他、様式の改正に伴う所要の経過措置を設ける。

3. 根拠条項

- 法第61条第5項第2号（第61条の2第3項において準用する場合を含む。）及び第82条

4. 施行期日等

- 公布日：令和6年2月上旬（予定）
- 施行期日：（1）令和7年4月1日
（2）公布日

給付金の種類

① 高年齢雇用継続基本給付金

被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の労働者であって、60歳以後の各月に支払われる賃金が原則として60歳時点の賃金額の75%未満となった状態で雇用を継続する高年齢者

② 高年齢再就職給付金

基本手当を受給した後、60歳以後に再就職して、再就職後の各月に支払われる賃金額が基本手当の基準となった賃金日額を30倍した額の75%未満となった者で以下の要件を満たす者

- a 基本手当についての被保険者であった期間が5年以上あること
- b 再就職した日の前日における基本手当の支給残日数が100日以上あること
- c 安定した職業に就くことにより被保険者となったこと

(注) 同一の再就職について、再就職手当と高年齢再就職給付金は併給されない。

給付額

60歳以後の各月の賃金の**15%**（令和7年度以降は10%）

※賃金と給付の合計額が60歳時点の賃金70.15%（令和7年度以降は70.4%）

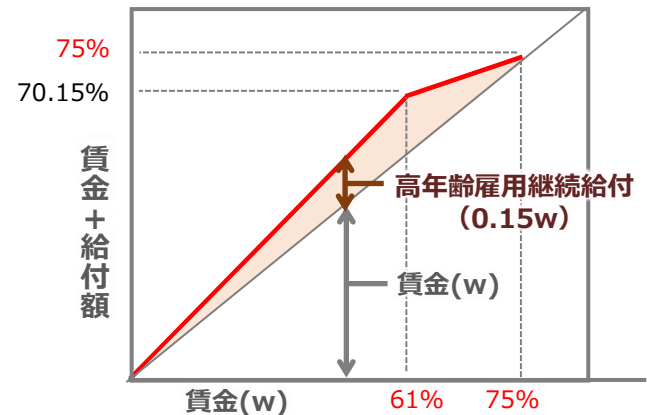
を超え75%未満の場合は逓減した率【右図参照】

※賃金と給付の合計が月額37万452円を超える場合、超える額を減額

支給期間

65歳に達するまでの期間

※高年齢再就職給付金は、基本手当の支給残日数200日以上は2年間、100日以上は1年間



(注) %は60歳時点の賃金に対する割合である。

(参考) 主な制度変遷

	平成15年改正以前 (平成7年4月創設)	平成15年改正 (同年5月施行)	令和2年改正 (令和7年4月施行)
給付率	<p>賃金の原則 25%</p> <p>※賃金と給付額の合計が60歳時賃金に比して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 80-85% : 給付額は逓減 ・ 85%以上 : 支給しない 	<p>賃金の原則 15%</p> <p>※賃金と給付額の合計が60歳時賃金に比して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 70.15-75% : 給付額は逓減 ・ 75%以上 : 支給しない 	<p>賃金の原則 10%</p> <p>※賃金と給付額の合計が60歳時賃金に比して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 70.4-75% : 給付額は逓減 ・ 75%以上 : 支給しない

- 専門実践教育訓練及び特定一般教育訓練の教育訓練給付金の受給申請者は、訓練の実施前に、**キャリアコンサルティングを受ける必要がある**。
- 特定一般教育訓練及び一般教育訓練は、**受講修了後一括申請**。
- 専門実践教育訓練は、**6か月ごとに申請**。訓練修了後1年以内に資格取得し、就職等した場合には、雇用された日の翌日から1か月以内に追加支給分を申請。

